

1. 概要

当社は、原子力安全・保安院からの指示文書「自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成 14・08・30 原院第 2 号)に基づき、9月20日、「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」を提出した。

その後、同計画書並びに原子力安全・保安院からの指示文書「原子力発電所再循環配管に係る点検・検査結果の調査について」(平成 14・09・20 原院第 20 号)、「原子力発電施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」(平成 14・09・25 原院第 1 号)、及び「福島第一原子力発電所 1 号機における格納容器漏えい率検査の偽装を踏まえた厳格な検査の実施等について」(平成 14・10・25 原院第 3 号)に基づき、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所における自主点検作業等について記録点検調査を行ってきたところであり、この度その内容を中間報告としてとりまとめた。

2. 調査体制

平成 14 年 5 月に設置した「安全情報申告制度に係る調査委員会」(同年 9 月 25 日より「原子力発電所の点検・補修作業に係る調査委員会」に改組)のもと、各発電所の保安監査部が中心になり構成された「発電所総点検チーム」が調査を行った。

また、調査の透明性、客観性確保の観点から、第三者機関であるロイドレジスターが調査に参画した。

さらに、「発電所総点検チーム」を支援する本店組織として、「本店総点検チーム」を設けた。調査の体制を添付 - 1 に示す。

3. 調査範囲

(1) 調査対象の記録

調査は原子炉圧力容器、炉内構造物、原子炉冷却材圧力バウンダリ内設備、及び現在供用中のその他の原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、非常用予備発電装置、蒸気タービン設備に関連する自主点検作業(定期検査実施範囲を含む)の記録を対象とした。また、改造工事および事故・故障事例等による水平展開に伴う改造工事等の記録についても対象とした。

なお、今回の中間報告では原子炉圧力容器、炉内構造物、再循環配管を含む原子炉冷却材圧力バウンダリ内設備に関連する自主点検作業、及び格

納容器漏えい率検査に関する記録を対象とした。

(2) 調査対象期間

原子炉圧力容器，炉内構造物，原子炉冷却材圧力バウンダリ構成機器については平成14年9月20日を起点として過去14年間分を調査対象期間とした。その他の設備については一般点検，自主点検を含め至近の本格点検までさかのぼって調査することとした。

なお，今回の中間報告では，原子炉圧力容器，炉内構造物並びに原子炉冷却材圧力バウンダリ構成機器に対しては過去5年間分（原子力安全・保安院からの指示は過去3年間分）について，原子炉冷却材再循環配管に対しては過去14年間分について，格納容器漏えい率検査については直近の検査記録についてそれぞれ調査した結果を報告することとし，その他については，最終報告において報告することとする。

調査対象期間と報告時期は表-1に示すとおり。

表-1 調査対象期間と報告時期

	中間報告(今回)	最終報告(H15年3月)
原子炉圧力容器	過去5年間	過去14年間
炉内構造物	過去5年間	過去14年間
原子炉冷却材圧力バウンダリ構成機器	過去5年間	過去14年間
原子炉冷却材再循環配管	過去14年間	同左
格納容器漏えい率検査	直近の検査記録	同左*
その他設備		至近の本格点検まで

*:「原子炉格納容器漏えい率検査に関する報告徴収について」(平成14・09・30原院第3号/平成14・10・24原院第7号)で対応済。

(3) 調査記録の種類

上記の考え方にに基づき，プラント毎に調査対象となる記録の抽出を行った。

具体的には以下に掲げるものとする。(添付-2参照)

- a. 当社保有の検査成績書
- b. 当社保有の工事報告書
- c. 工事施工会社保有の工事報告書
- d. 工事施工会社保有の工事記録